

農地の売り買い・貸し借りを支援します！

三田市農地バンク制度

農地バンクとは、所有者が耕作、管理できなくなった土地を、農地の利用希望者へ市が窓口となって広く紹介する制度です。市は登録された農地情報を、就農希望者や規模拡大など農地を探している人へ公表・提供します。

こんなときは、ご相談ください！

農地所有者

農地を所有しているが、自分で耕作・管理する時間が無い

高齢などによって農業のリタイアを考えている

新規就農希望で、農地情報を探している

農業経営の規模を拡大したい

農地利用希望者

農地バンクイメージ図



農地を貸したい・売りたい方（農地所有者）

農業創造課または農業委員会事務局に「三田市農地バンク登録申請書」を提出してください。

【主な登録できる農地の要件】

- ・ 三田市内の市街化調整区域内の農地（市街化区域内農地は除く）
- ・ 貸付又は売買時に、耕作の妨げとなる権利設定等（賃借権、特定作業受託等）がされていない農地
- ・ 耕作者が見つかるまでの農地の維持管理は農地所有者が行う

農地を借りたい・買いたい方（農地利用希望者）

公開する農地情報から希望する農地を選び、「三田市農地バンク利用申請書」を農業創造課又は農業委員会事務局に提出してください。※利用申請には農業経験や経営農地面積などの要件あり。

★問い合わせ先★

農地バンク制度全般、農地の貸借について：三田市農業創造課 079-559-5089

農地の売買、遊休農地など農地法について：三田市農業委員会事務局 079-559-5178

詳しくは、三田市 HP を検索！

三田市 農地バンク

